

桶川市開発行為等に関する交通安全施設等設置基準

平成24年3月26日 市長決裁

桶川市開発行為等に関する指導要綱に伴う、交通安全施設等については、次の基準に基づき設置するものとする。

(定義)

第1 この基準において交通安全施設とは、次のものを指す。

- (1) 道路照明灯 市仕様の100ワットの水銀灯のことをいう。
- (2) 防犯灯 市仕様の20ワット相当のLED防犯灯のことをいう。
- (3) 道路反射鏡 道路に付属し、他の車両又は歩行者を確認するための鏡で、直径が60センチメートル以上80センチメートル以下のものをいう。
- (4) 路面標示 道路管理者において設置する交通安全施設をいう。

(設置基準)

第2 交通安全施設の設置基準

(1) 道路照明灯

- ① 開発区域内の道路が公道として帰属される場合で、交差点（十字及びT字の交差点）がある場合は、道路照明灯を設置すること。
- ② ただし、交差点（十字及びT字の交差点）中央から公道までの距離が60メートル以下であるときは、防犯灯とすることができる。
- ③ 設置する道路照明灯もしくは防犯灯の位置において、区域外の既存住宅、耕作する田畑などが接する場合は、その所有者の承諾を得るものとする。
- ④ 設置した道路照明灯については、市が指定する管理番号プレート設置後に市に無償提供する。
- ⑤ 設置構造は表1-1・-2のとおり及び管理番号プレートは表2のとおりとする。
- ⑥ このほか、防犯灯等及び道路反射鏡の設置及び管理基準を準用する。

(2) 防犯灯

- ① 開発区域内の道路が公道として帰属される場合で、公道から公道までが直線となる開発道路の場合は、概ね30メートルごとに防犯灯を設置すること。
- ② 開発区域内の道路が公道として帰属される場合で、公道から公道までにおいて変形（クランク・S字カーブなど）もしくは、途中交差（T次交差点）する開発道路の場合は、協議のうえ防犯灯を設置すること。
- ③ 開発区域内の防犯灯設置数は、開発戸数が5戸を単位として1基以上設置すること。

- ④ 開発区域内の道路が公道として帰属される場合で、行き止まりの道路の場合は、5戸以上れんたんする場合は防犯灯を設置すること。
- ⑤ 防犯灯の位置において、区域外の既存住宅、耕作する田畑などが接する場合は、その所有者の承諾を得るものとする。
- ⑥ 設置した防犯灯については、市が指定する管理番号プレート設置後に市に無償提供する。
- ⑦ 設置構造は表3-1・-2のとおり及び管理番号プレートは表2のとおりとする。
- ⑧ このほか、防犯灯等及び道路反射鏡の設置及び管理基準を準用する。

(3) 道路反射鏡

- ① 開発道路から公道に出る際、構造物等により見通しが悪く、他の車両や歩行者の確認が容易でない場合は、道路反射鏡を設置すること。
- ② 道路反射鏡の設置にあたり、その設置場所の所有者の承諾を得るものとする。
- ③ 設置した道路反射鏡については、市が指定する管理番号プレート設置後に市に無償提供する。
- ④ 設置構造表4のとおり及び管理番号プレートは表5のとおりとする。
- ⑤ このほか、防犯灯等及び道路反射鏡の設置及び管理基準を準用する。

(4) 路面標示

① 停止線及び止まれ

予定建築物が店舗又は共同住宅等である開発行為である場合にあっては、公道と接する出入り口付近に停止線及び止まれを白色にて標示（標準仕様は表6のとおり）すること。

ただし、出入り口が4メートル未満の場合は、ドットラインとすることができる。

② ドットライン

開発区域内の道路が公道として帰属される場合にあっては、接続先道路にドットライン（標準仕様は表7のとおり）を白色にて標示すること。

③ 交差点（十字・T字）マーク

開発道路と公道が交差する場合は、交差点（十字・T字）マークを標示（標準仕様は表8のとおり）するものとする。

ただし、公道及び区域外の道路状況において、不必要と判断されるときを除く。

④ ゼブラ帯

開発道路と公道が交差する場合等において、車両（自転車も含む）や歩行者の円滑な流れ及び交通安全確保が必要な場合は、ゼブラ帯（標準仕様は表9のとおり）を設ける。

（その他の交通安全対策）

第3 その他の交通安全について

（1）開発区域内において、既存の交通安全施設が設置されている場合で、撤去及び移設など要するときは、市と協議のうえ対応するものとする。

（2）開発区域内において、前条のほか交通安全上必要と認められる施設が生じた場合は、指導することができる。

附 則

（施行期日）

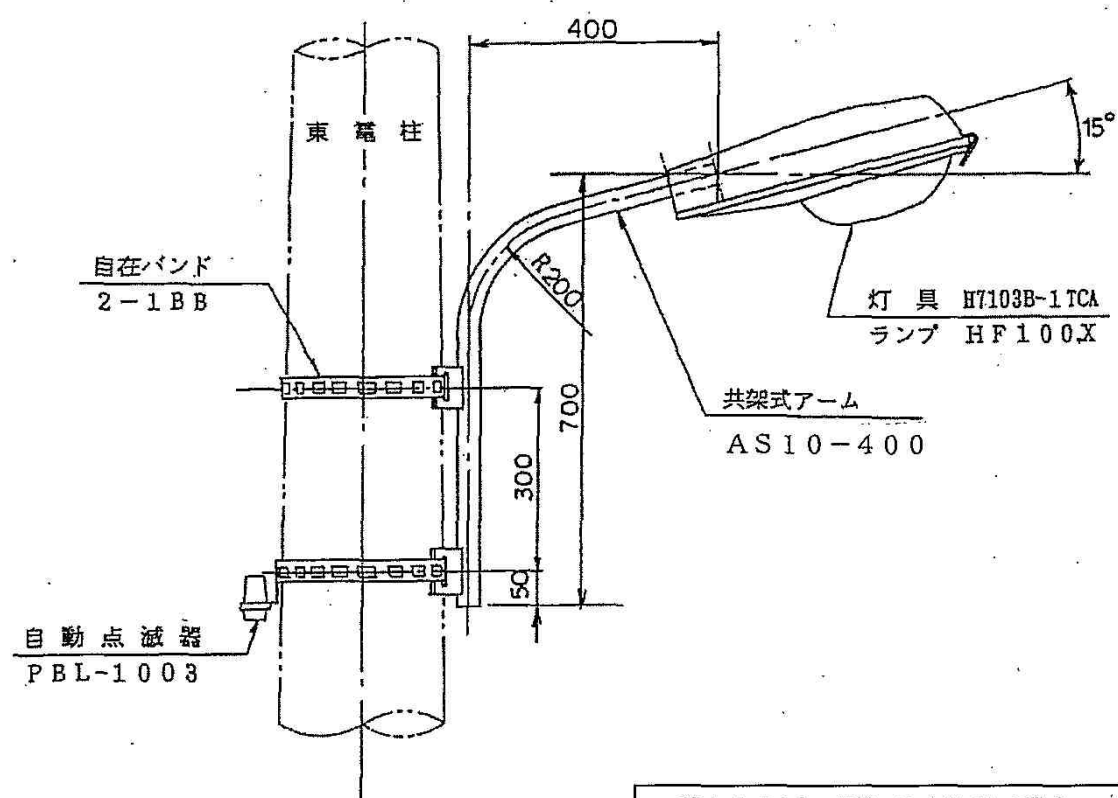
この基準は、平成24年4月1日から施行する。

表 1-1

2 (1) ②道路照明灯の設置構造は次のとおりとする。

《 電柱に共架する場合 》

道路照明灯 (共 架 式)



基本仕上げ：(株) 日本塗料工業会
F45-60H
モスグリーン
※ ただし、周辺環境
に応じ対応する。

表 1-2

《 独立柱にする場合 》

道路照明灯（100w独立式）

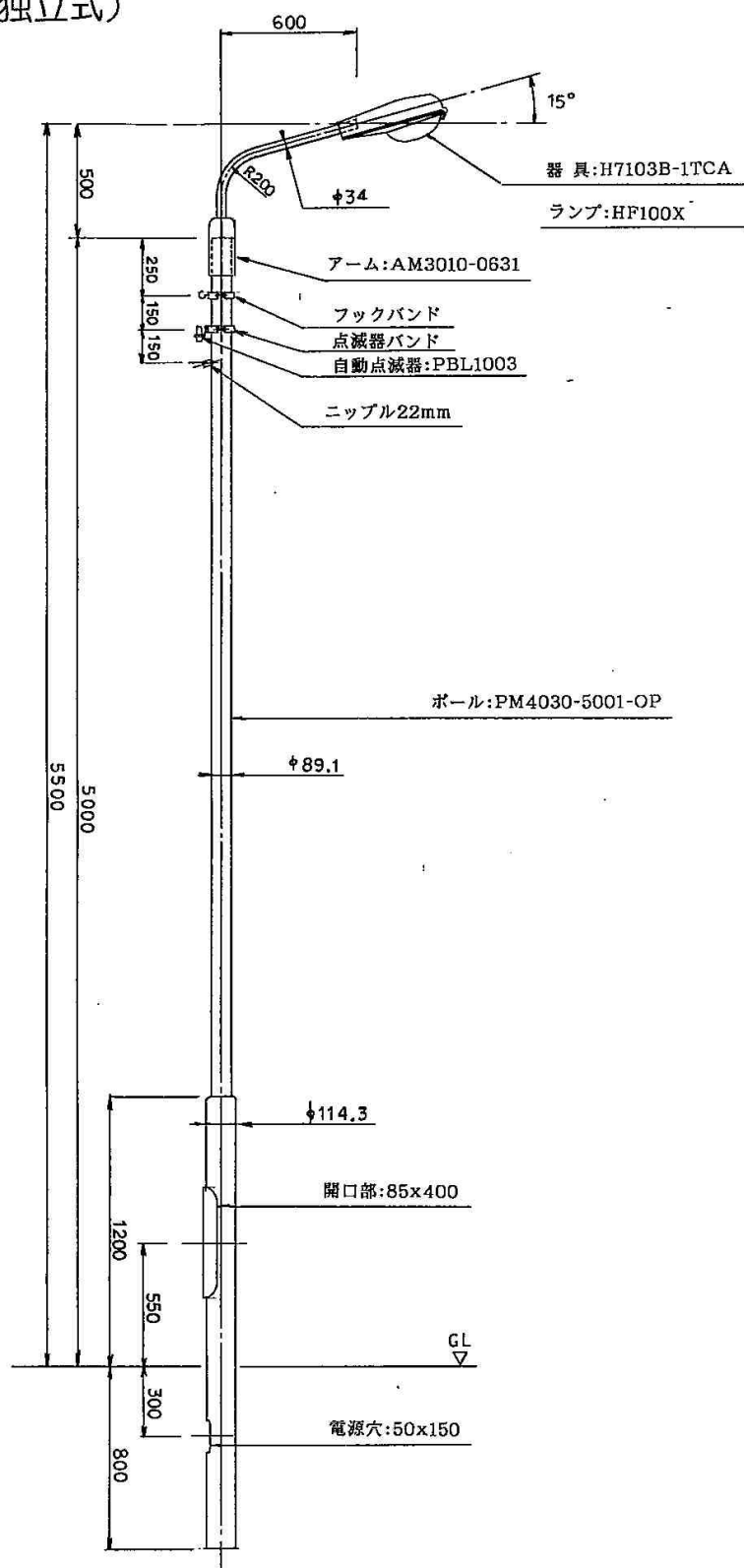


表 2

2（1）エ（道路照明灯管理プレート）及び2（1）カ（防犯灯管理プレート）で規定する管理プレートは、下記のとおりとする。



- ※ 使用するプレートの色は深緑とし、文字は白抜きとする。
- ※ プレートの管理番号は、安心安全課にて管理している台帳番号を記載する。

表 3－1

2（2）⑥防犯灯の設置構造は次のとおりとする。

《 電柱に共架：高崎線東側の場合 》

防犯灯 L E D （共架式）

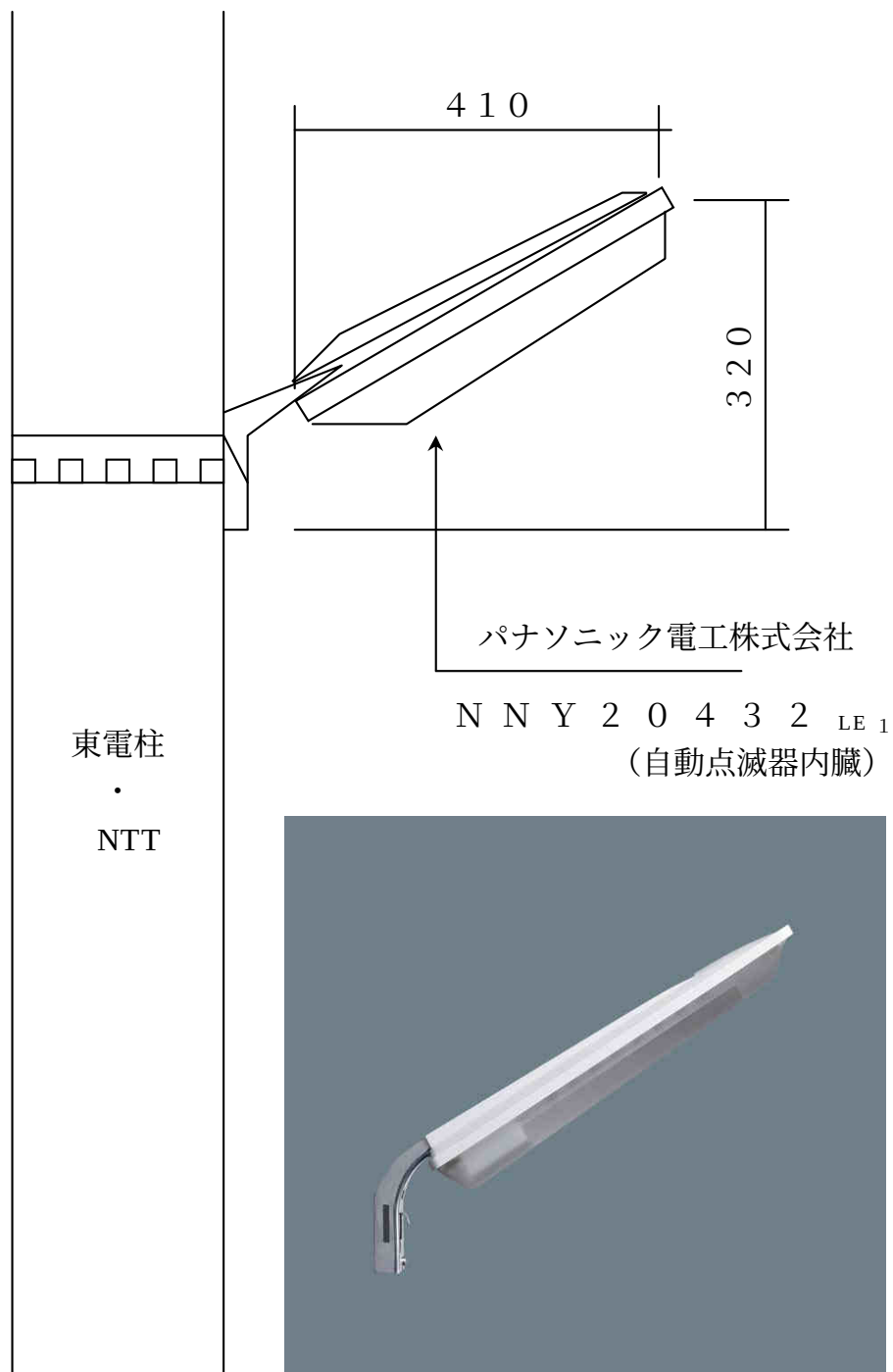


表 3－2

《 電柱に共架：高崎線西側の場合 》

防犯灯 L E D （共架式）

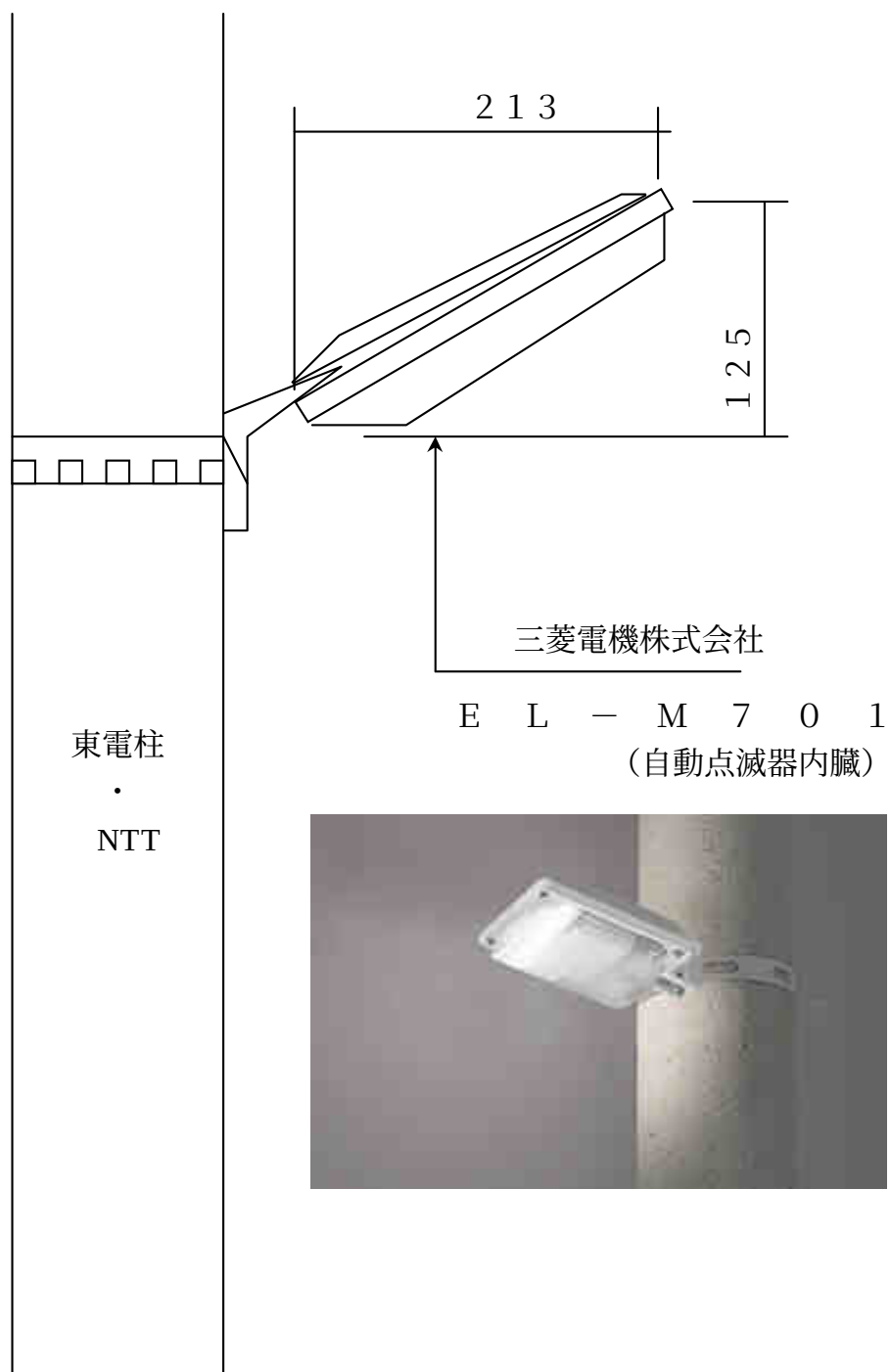
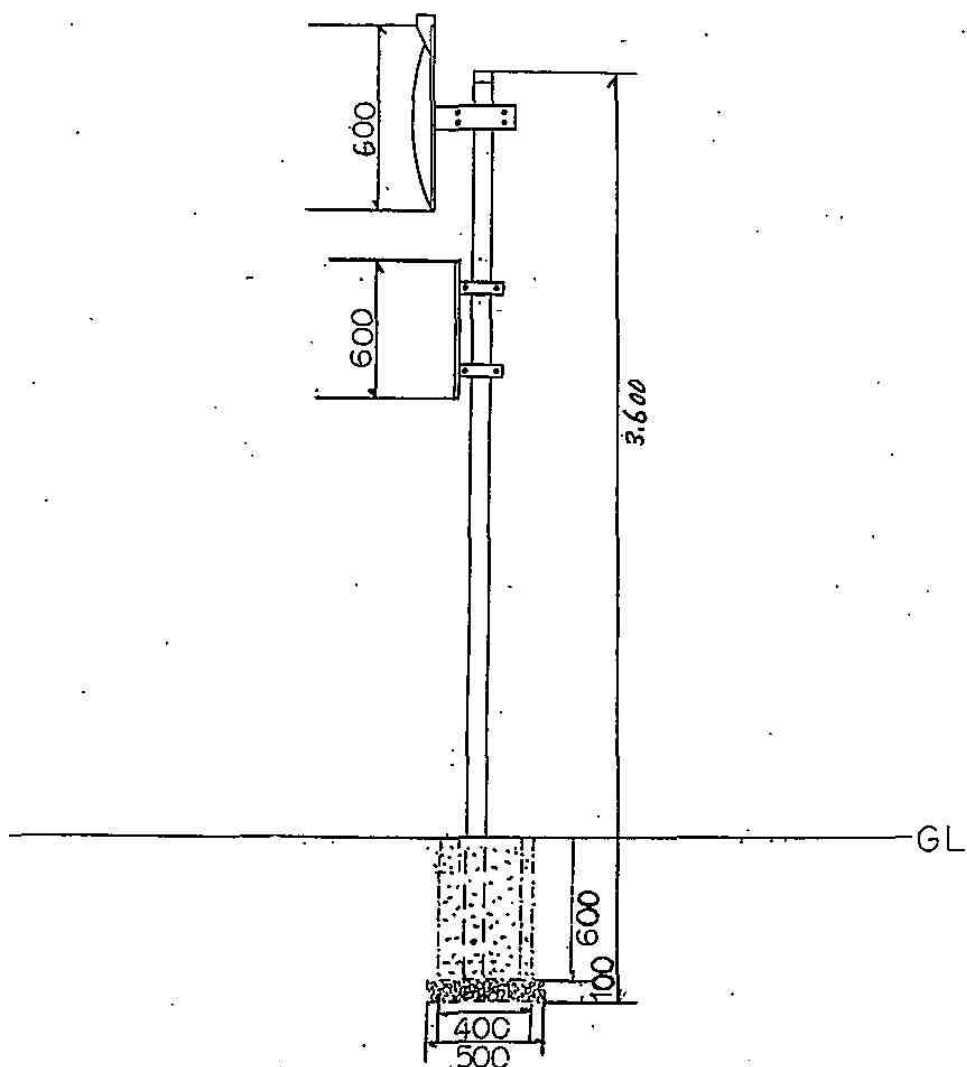


表 4

2 (3) ④道路反射鏡の設置構造は次のとおりとする。

《 独立柱の場合 》

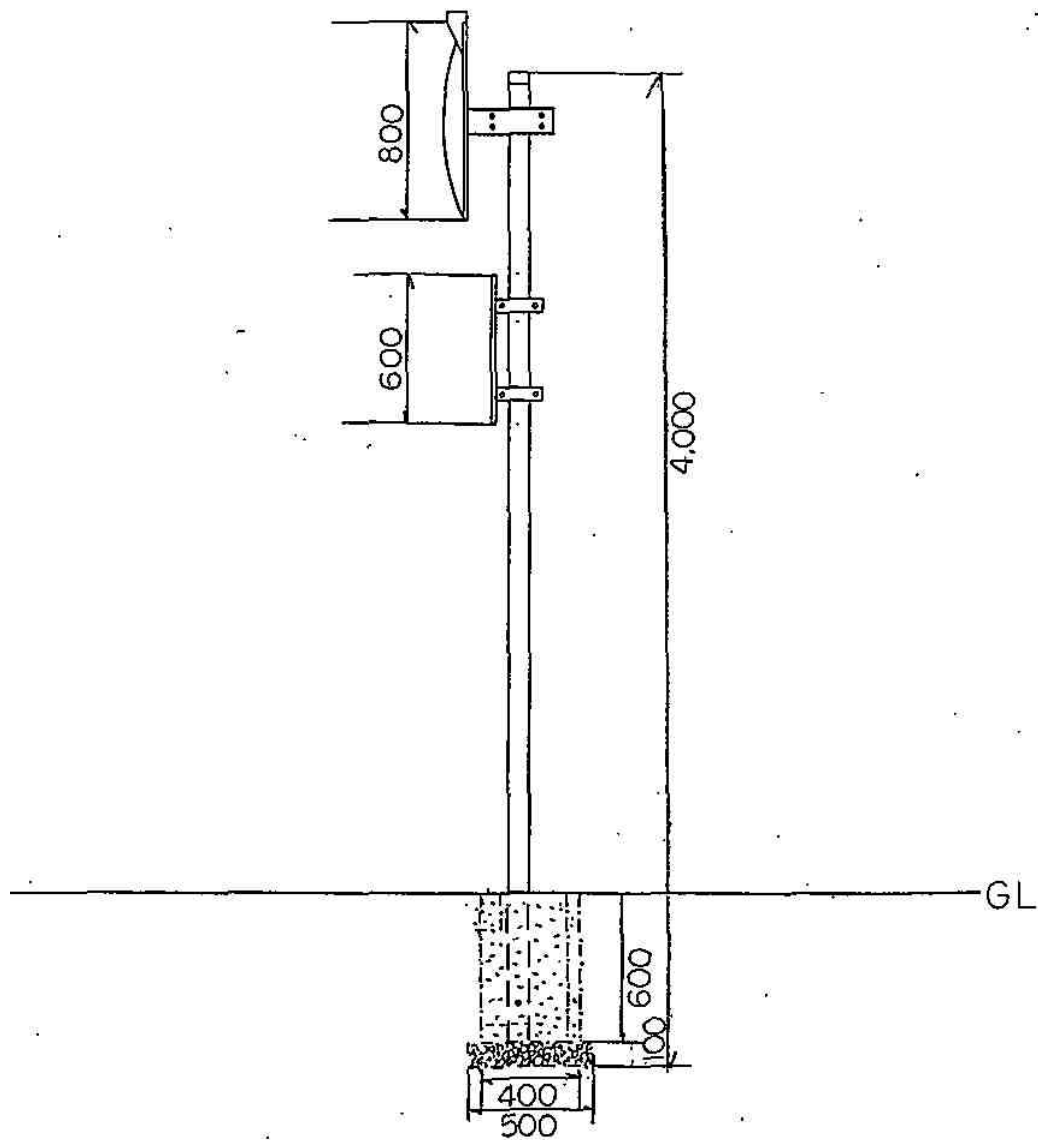
－ $\phi 600$ 独立柱の仕様 －



名 称	材 質	寸 法
鏡 面	アクリル製	$\phi 600 \times 3 \text{ mm}$
支 柱	鋼 管	$\phi 76.3 \times 3.2 \times 3,600 \text{ mm}$
		アンカーボルト 2 本付き
注 意 板	アルミ板	$600 \times 180 \times 1.2 \text{ mm}$
基 礎	切込碎石	$500 \times 500 \times 100 \text{ mm}$
	コンクリート	$400 \times 400 \times 600 \text{ mm}$

《 独立柱の場合 》

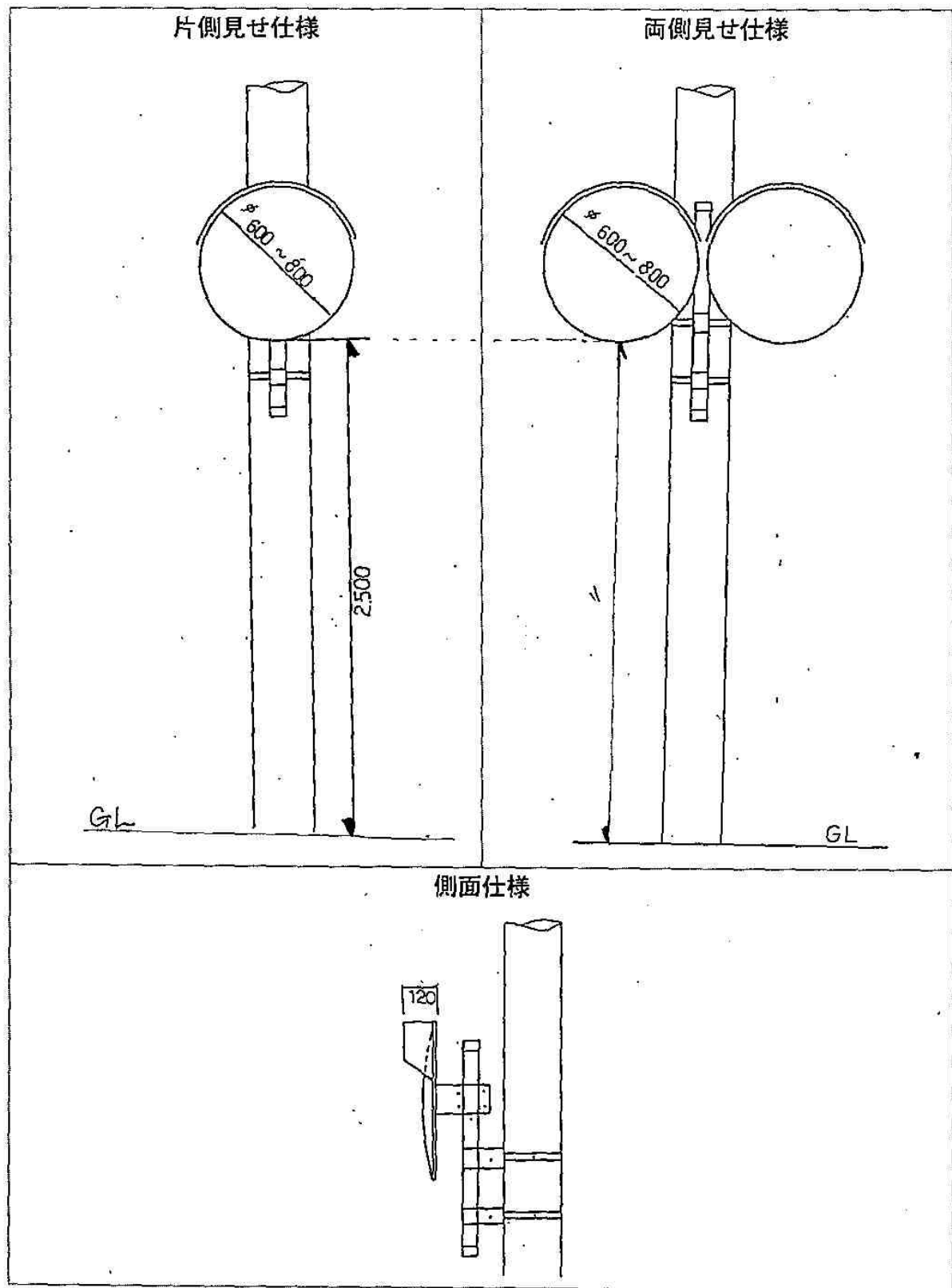
— $\phi 800$ 独立柱の仕様 —



名 称	材 質	寸 法
鏡 面	アクリル製	$\phi 800 \times 3 \text{ mm}$
支 柱	鋼 管	$\phi 76.3 \times 3.2 \times 4,000 \text{ mm}$
		アンカーボルト 2本付き
注 意 板	アルミ板	$600 \times 180 \times 1.2 \text{ mm}$
基 礎	切込砕石	$500 \times 500 \times 100 \text{ mm}$
	コンクリート	$400 \times 400 \times 600 \text{ mm}$

《 電柱共架の場合 》

《 電柱共架 $\phi 600 \sim \phi 800$ 仕様の場合 》



《 電柱共架の金具仕様 》

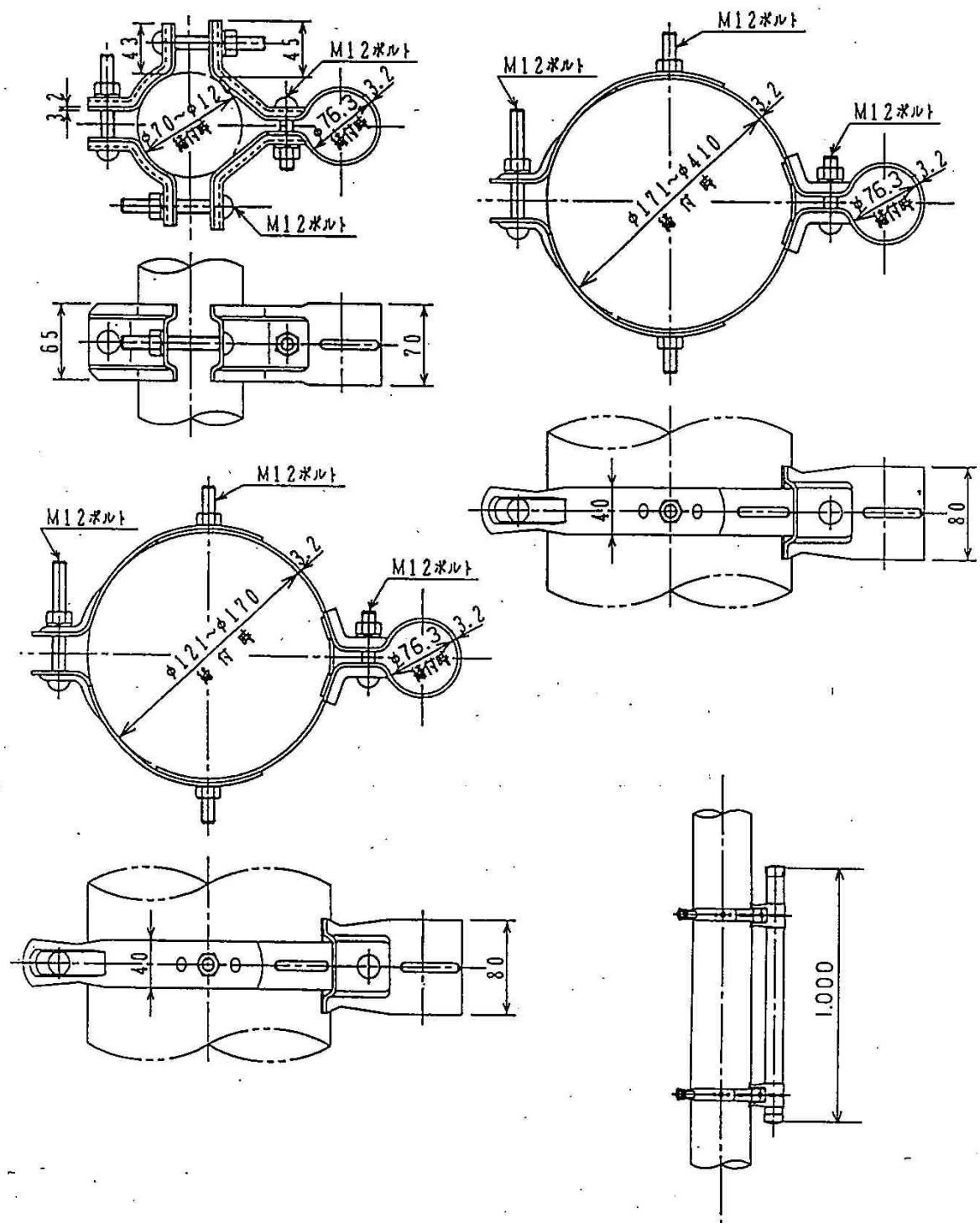


表 5

道路反射鏡管理プレート



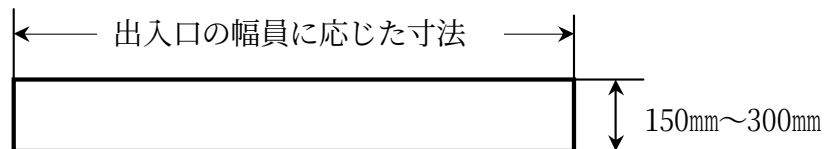
- ※ 使用するプレートの色は白とし、文字は黒とする。
- ※ プレートの管理番号は、安心安全課にて管理している台帳番号を記載する。

表 6

2（4）路面表示の標準仕様は次のとおりとする。

《 ① 停止線及び止まれの場合 》

停止線の標準仕様



止まれの標準仕様

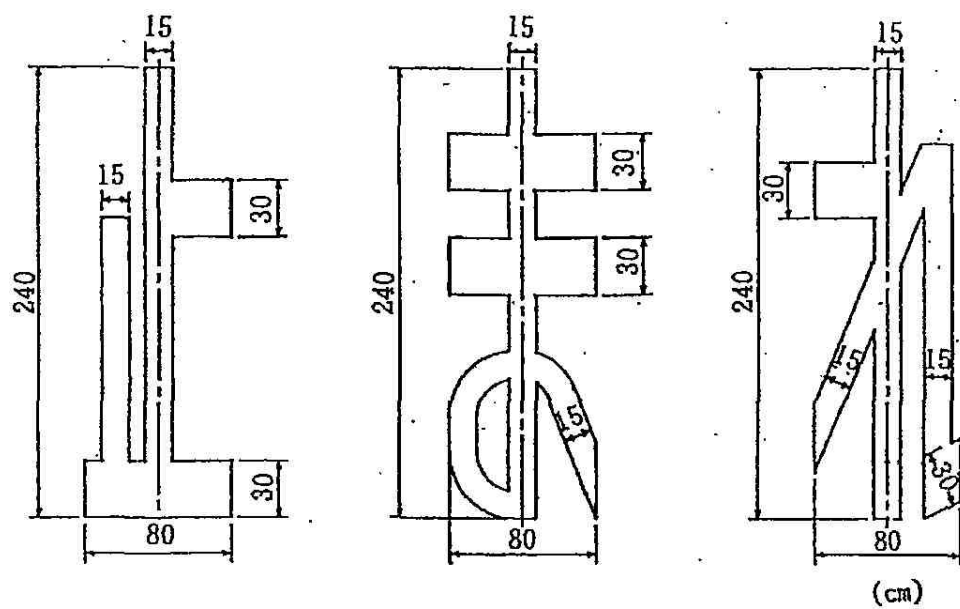


表 7

《 ② ドットラインの標準仕様 》

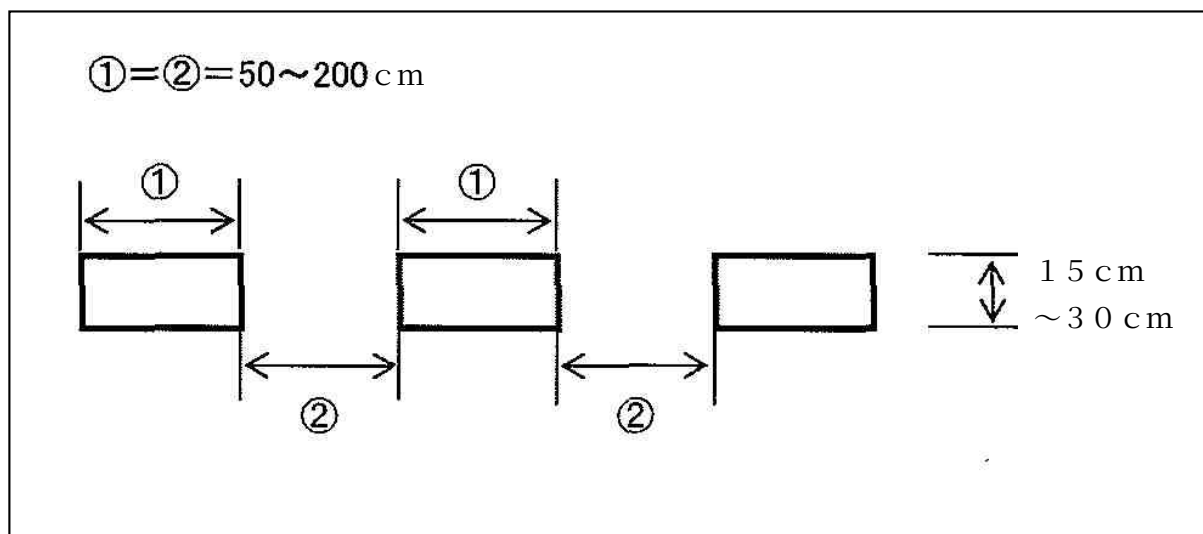


表 8

《 ③ 交差点（T字・十字）の標準仕様》

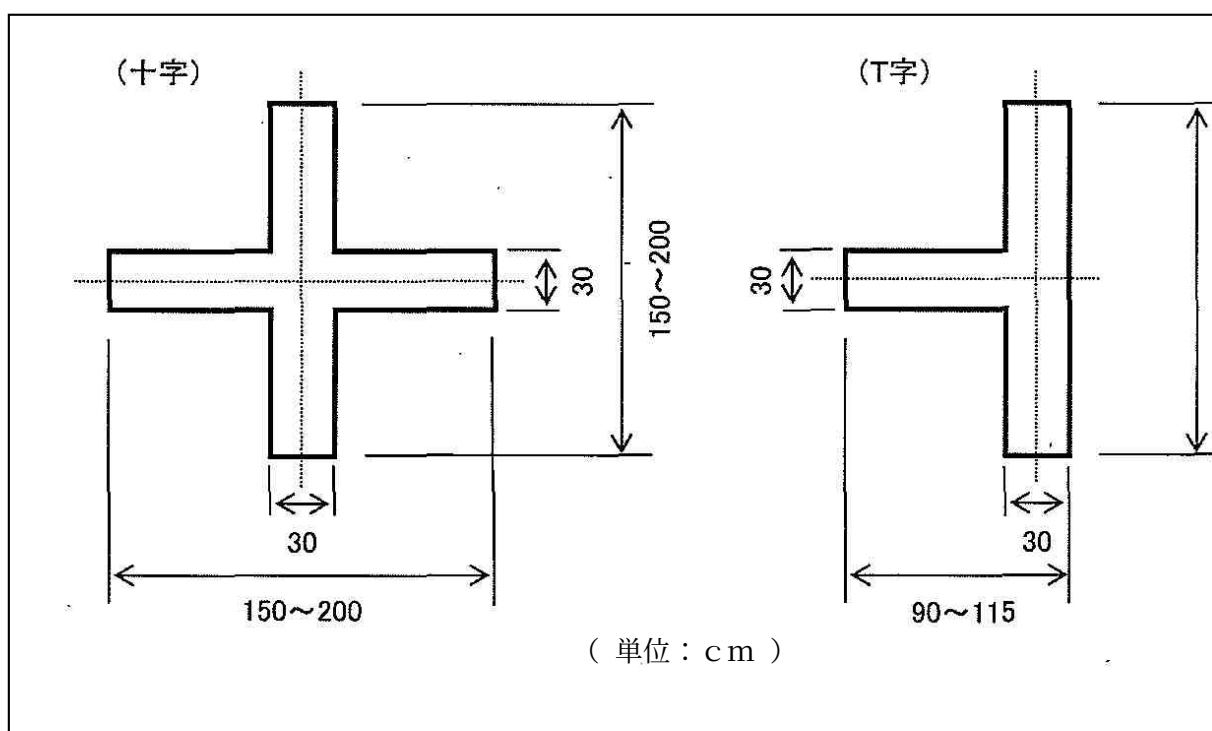


表 9

《 ⑨ ゼブラ帯の標準仕様》

